

# サステナビリティ開示基準アップデート

2025年3月6日

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、サステナビリティ基準委員会の公式見解ではありません。  
本資料の無断転載は禁止されています。

- 🌱 本資料は、2025年**3月5日現在**の状況に基づいて作成しています。
- 🌱 2025年**3月5日**に**サステナビリティ開示基準を公表した**ことに伴い、一部のスライドを差し替えております。差替スライドは、右上に「**差替後**」と記載しています。
- 🌱 また、24頁以降のスライドに、ご参考として基準の参照項番を追加していますが、説明内容に変更はございません。
- 🌱 本資料は、SSBJ基準の概略をご理解いただくために、説明を**簡略化**していますのでご留意ください。SSBJ基準の**全文**は、**SSBJのウェブサイト**より入手可能です。 (<https://www.ssb-j.jp/jp>)

1. **SSBJ基準の位置付け**
2. **SSBJ基準の開発にあたっての基本的な方針**
3. **SSBJ基準の概要**
4. **公開草案に対して寄せられたコメントとその対応**
5. **SSBJ基準とISSB基準の違い**
6. **SSBJ基準の適用を支援する取組みと今後の対応**
7. **参考情報**



# 1. SSBJ基準の位置付け

文書の種類	SSBJ基準を構成するか	公開草案の公表は必要か	委員会の承認手続
<b>サステナビリティ開示基準</b> 1. ユニバーサル基準 2. テーマ別基準 3. 産業別基準 4. 実務対応基準	<b>構成する</b> (第11条)	<b>必要</b> (第19条第1項)	<b>議決</b> (第14条第1項)
<b>補足文書</b> (本資料93頁参照)	<b>構成しない</b> (第12条)	<b>必要と認められる場合に公表</b> (第19条第1項)	<b>了承</b> (第14条第4項)
<b>SSBJハンドブック</b> (SSBJ事務局作成資料) (本資料95頁参照)	<b>構成しない</b>	<b>不要</b>	<b>なし</b>

※カッコ内は、公益財団法人財務会計基準機構における「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」の条文番号

## ◆ ユニバーサル基準

◆ サステナビリティ開示基準の全体像の説明及び基本となるルール

## ◆ テーマ別基準

◆ サステナビリティ情報に関する全般的な開示及びテーマ別の開示を定める基準

## ◆ 産業別基準

◆ サステナビリティ情報に関する産業別の開示を定める基準

## ◆ 実務対応基準


◆ 上記のいずれにも該当しない分野について、一定の開示を定める基準

第49回サステナビリティ基準委員会の議決を経て、2025年3月5日、次のサステナビリティ開示基準を公表


1. サステナビリティ開示ユニバーサル基準  
「サステナビリティ開示基準の適用」（適用基準）
2. サステナビリティ開示テーマ別基準第1号  
「一般開示基準」（一般基準）
3. サステナビリティ開示テーマ別基準第2号  
「気候関連開示基準」（気候基準）

本資料では、これらをまとめて「SSBJ基準」という

## 適用基準



2025年3月  
サステナビリティ開示ユニバーサル基準  
サステナビリティ開示基準の適用




サステナビリティ基準委員会

## 一般基準



2025年3月  
サステナビリティ開示テーマ別基準第1号  
一般開示基準



サステナビリティ基準委員会

## 気候基準



2025年3月  
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号  
気候関連開示基準



サステナビリティ基準委員会



## SSBJ基準はSSBJのウェブサイト（<https://www.ssb-j.jp/jp/>） において入手可能

<h3>公表済みの国内基準</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>基準検索システム（準備中） &gt;</li><li>サステナビリティ開示基準 &gt;</li><li>補足文書（準備中） &gt;</li><li>適用にあたっての関連情報（準備中） &gt;</li><li>基準アーカイブ &gt;</li></ul>	<h3>現在開発中の国内基準</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>運営方針 &gt;</li><li>現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画 &gt;</li><li>サステナビリティ基準委員会議事 &gt;</li><li>公開草案 &gt;</li><li>サステナビリティ基準諮問会議関連 &gt;</li></ul>
<h3>国際関連情報</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>ISSB等に対するSSBJからの意見発信 &gt;</li><li>ISSBの活動 &gt;</li><li>他のサステナビリティ開示基準設定主体との会合等 &gt;</li></ul>	<h3>SSBJの組織概要</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>サステナビリティ基準委員会（SSBJ） &gt;</li><li>サステナビリティ基準諮問会議 &gt;</li><li>SSBJ設立準備委員会 &gt;</li><li>運営規則等 &gt;</li></ul>

## サステナビリティ基準検索システム（ASSET-SSBJ）を公表予定




- ◆ **SSBJ基準のデータの検索**
  - ❖ **SSBJ基準間をまたいだ検索が可能**
- ◆ **SSBJ基準のデータの印刷**
  - ❖ **SSBJ基準の全体又は一部を印刷することが可能**

目次の選択

[全選択](#) [全解除](#)

- 目的 1
- 開示基準 3
- 別紙A：気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチ A1
- 別紙B：スコープ3測定フレームワーク B1
- 別紙C：ファイナンスド・エミッション C1
- 結論の背景 BC1



サステナビリティ基準委員会

テーマ別基準第2号

**気候関連開示基準**


別紙B：スコープ3測定フレームワーク

別紙Bは、本基準を構成する。

別紙B：スコープ3測定フレームワーク > 本別紙について

B1. 本別紙は、スコープ3温室効果ガス排出の開示を作成するためのフレームワークの詳細について定めるものであり、本基準

B2. 本別紙の内容は、IFRS S2号「気候関連開示」B42項からB5

印刷する 

## 🌱 サステナビリティ関連財務情報に関する開示制度（金融商品取引法）

- ◆ 金融商品取引法上のサステナビリティ開示基準の設定主体については、2022年12月27日に公表された「**ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年度）**」<sup>(※1)</sup>において、**今後、必要となる関係法令の整備を行うとともに、SSBJが開発する開示基準について、「個別の告示指定により我が国のサステナビリティ開示基準として設定する」との記載があるが、現時点では確定していない**
- ◆ 2024年2月に金融審議会において「**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**」の設置が決定され、2024年3月より、SSBJ基準が確定した場合の具体的な適用対象や（強制）適用時期<sup>(※2)</sup>を検討している

(※1) 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年12月27日）  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20221227/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227/01.pdf)

(※2) 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第1回）  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sustainability\\_disclose\\_wg/shiryou/20240326.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryou/20240326.html)

- ◆ SSBJ基準は、適用対象企業を定めていないが、**金融商品取引法の枠組み**において適用されること、特に**グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業）**が適用することを想定して開発を行った
  - ◆ 同時に、**プライム上場企業以外**の企業がSSBJ基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成することを奨励すべきとの考えから、SSBJ基準は、次のような場合にも適用することができるようにしている
    - ◆ **金融商品取引法以外の法令の定め**に基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合
    - ◆ **任意**でSSBJ基準に従った開示を行う場合
- ただし、SSBJ基準は、基本的に**プライム上場企業以外の企業に固有のニーズ**を考慮して開発したものではない
- ◆ **金融商品取引法に基づく法定開示（有価証券報告書）**におけるSSBJ基準の適用対象企業及び適用時期等については、金融審議会に設置された「**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**」による検討に基づき、金融庁が法令において定めることが想定される



## **2. SSBJ基準の開発にあたっての基本的な方針**

- ◆ 基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにする
  - ◆ 国際的な整合性を図るという場合、IFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）との整合性を図ることを基礎とする
    - ➔ 原則としてISSB基準の要求事項をすべて取り入れる
  - ◆ 相応の理由が認められる場合には、ISSB基準の要求事項にSSBJ基準独自の取扱いを追加し、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取扱いを選択することを認める（本資料89頁参照）
    - ➔ SSBJ基準独自の取扱いを選択しなければ、ISSB基準に準拠したことになることを意図している
    - ➔ SSBJ基準独自の取扱いを選択した場合、それが直ちにISSB基準に準拠しないことにはならないと考えられる

- ◆ **基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにする（つづき）**
- ◆ **ISSB基準にはない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、SSBJ基準においてISSB基準の要求事項に追加した定めを置く（本資料90頁参照）**
  - ➔ **追加で要求する開示は、ISSB基準の開示を作成する過程で入手する情報に基づき作成可能とすることを意図している**



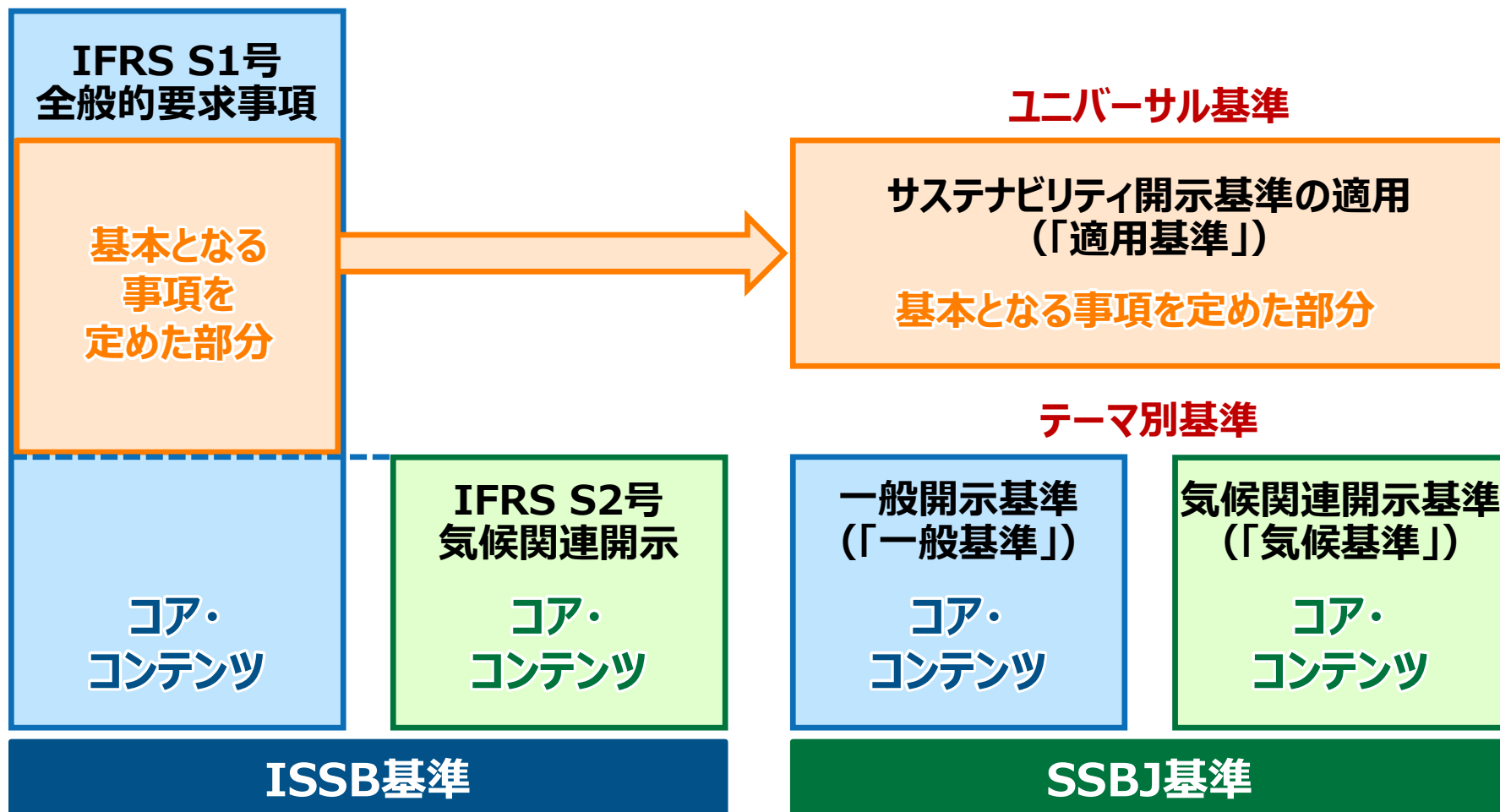
### **3. SSBJ基準の概要**



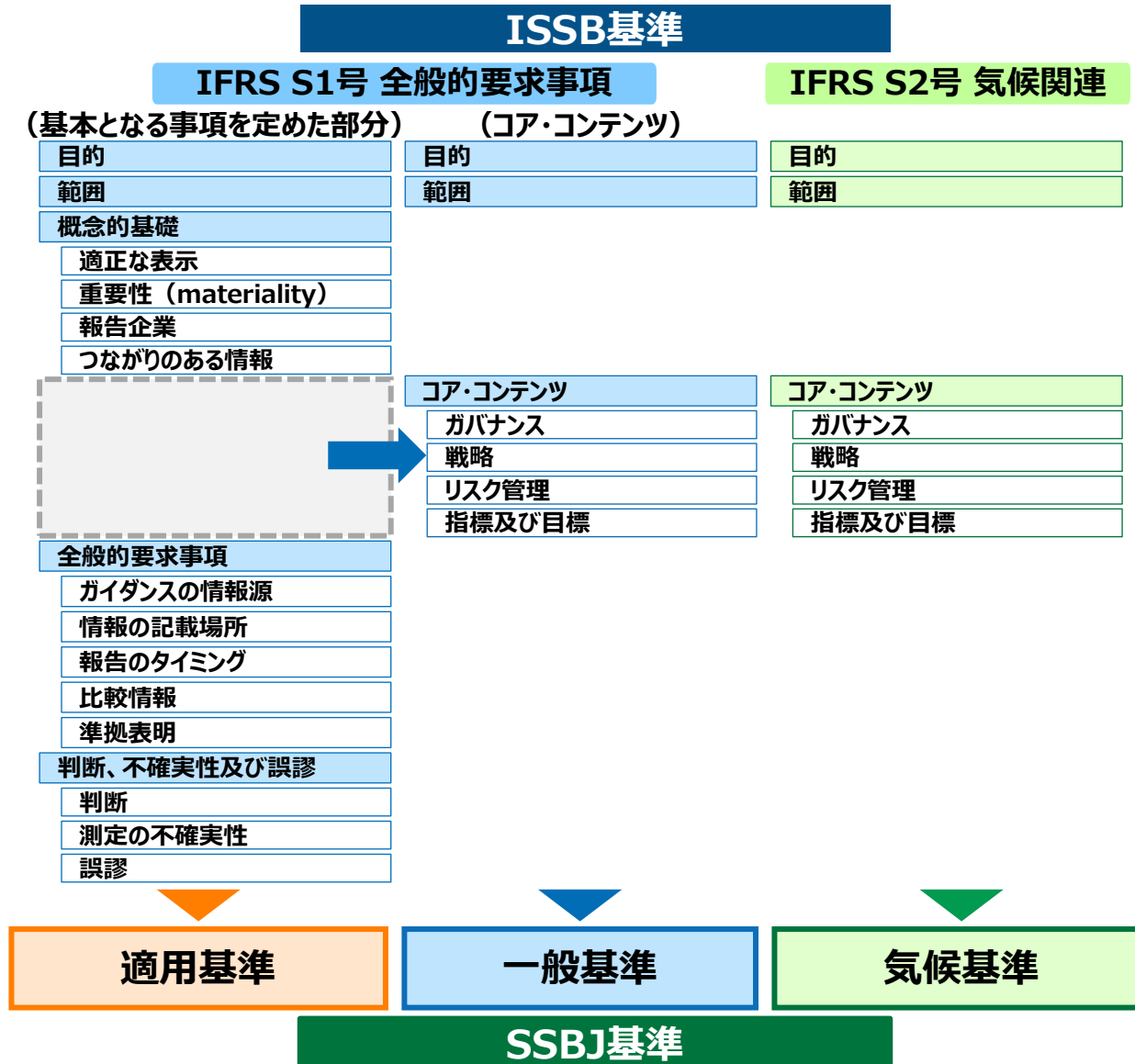


## **SSBJ基準の構成**

- ◆ ISSB基準の内容をSSBJ基準に取り入れる場合であっても、主として**基準の読みやすさを優先**してISSB基準の定め  
の順番等を入れ替えたり、用語を言い換えたりしたうえで、SSBJ基準を定めている
- ◆ IFRS S1号は、**サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（「コア・コンテンツ」）を定めた部分**と、コア・コンテンツ以外の、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の**基本となる事項を定めた部分**とで構成されている
  - ◆ **SSBJ基準では、コア・コンテンツを定める「一般基準」と、コア・コンテンツ以外の基本となる事項を定める「適用基準」に分けることとした**
- ◆ IFRS S1号のコア・コンテンツに関する定めは、具体的に適用される定めがISSB基準に存在しない場合に適用することとされている
  - ◆ **現状では、気候関連以外の、例えば、人的資本や生物多様性に関する定め等に関連する場合に適用することになる**



# (参考) ISSB基準の構成との比較





## 適用基準の概要

# 適用基準の概要(1/2)

目的	サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、基本となる事項（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め）を示すこと
報告企業	関連する財務諸表と同じ報告企業
報告期間	財務諸表と同じ報告期間
報告のタイミング	財務諸表と同時に報告
情報の記載場所	財務諸表とあわせて開示
表示の単位	数値の表示に用いる単位を開示（グラム(g)、ジュール(J)等）
法令との関係	法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない
商業上の機密	サステナビリティ関連の機会に関する情報について、商業上の機密情報として一定の要件をすべて満たす場合に限り、開示しないことができる
リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、以下が要求される (1) SSBJ基準を適用 (2) SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮

## 適用基準の概要(2/2)

開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスク又は機会に適用される <b>SSBJ基準を適用</b> (2) 適用されるSSBJ基準がない場合、 <b>SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮</b>
重要性がある情報の開示	<b>企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示</b>
コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表における <b>つながりを理解できる情報を提供</b>
公表承認日	サステナビリティ関連財務開示の <b>公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示</b>
後発事象	<b>公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた情報について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新</b> <b>公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示</b>
比較情報	当報告期間に開示される <b>すべての数値並びに有用な説明的及び記述的の情報について、前報告期間に係る比較情報を開示（経過措置あり）</b>

## 範囲

- ❖ サステナビリティ関連財務開示を作成し報告するにあたり、**適用基準に準拠しなければならない** (適用基準第2項)
- ❖ SSBJ基準は、関連する財務諸表が準拠する**会計基準**にかかわらず、適用しなければならない (適用基準第3項)

## (参考)

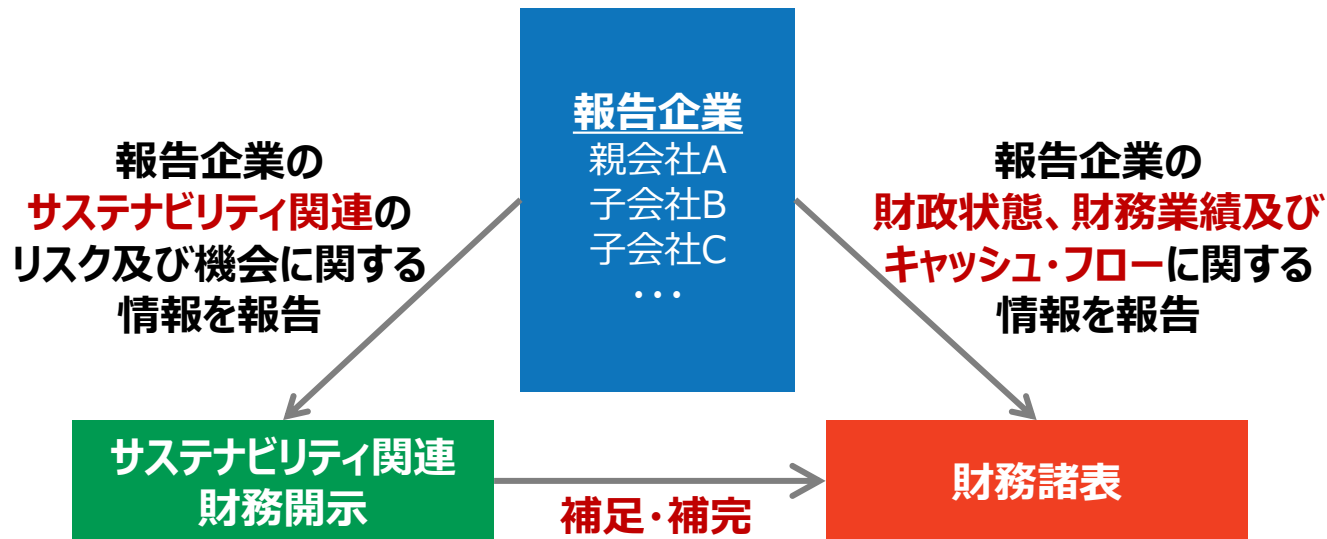
**金融商品取引法上、財務諸表は4つの会計基準のいずれかに準拠しなければならない**

- ◆ 原則として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 (日本基準)
- ◆ 一定の要件をすべて満たす場合
  - ❖ 米国会計基準
  - ❖ 指定国際会計基準 (IFRS会計基準)
  - ❖ 修正国際基準 (JMIS)



## サステナビリティ関連財務開示は、

- ◆ **関連する財務諸表と同じ報告企業**に関するものを開示しなければならない (適用基準第5項)
- ◆ **関連する財務諸表を特定**できるようにしなければならない (適用基準第7項)






サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と**同じ報告企業**に関するものでなければならない

# 報告期間及び報告のタイミング

- 🌱 **サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とし、同時に報告しなければならない** (適用基準第67項及び第68項)

(例：3月決算の場合)

	20X3				20X4			
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	
財務諸表		報告期間 (20X3年度)					後発事象	
サステナビリティ関連財務開示		報告期間 (20X3年度)					後発事象	

 同じ報告期間を対象とする  
 同時に報告  
 公表を承認

- ▲ サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の末日
- ▲ 公表承認日
- ▲ 報告期限（3月決算の場合、有価証券報告書の提出期限は6月末）

## 報告期間及び報告のタイミング

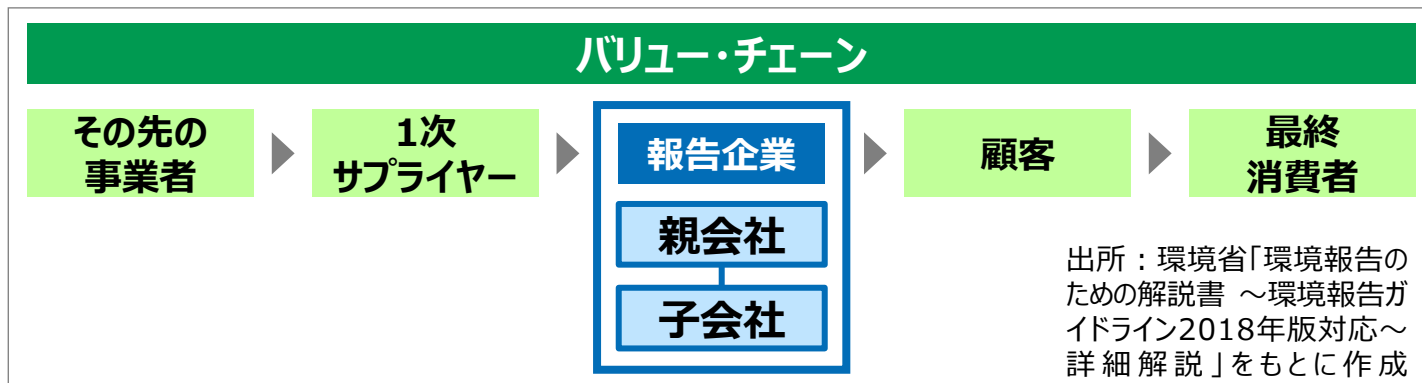
- ❖ 企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合がある
- ❖ 適用基準では、サステナビリティ関連財務開示が、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを要求しているため（適用基準第68項）2024年3月に公表した公開草案の提案（一定の要件を満たすときは、当該指標の報告のための算定期間を用いて当該指標について報告することができる）を削除した（本資料79頁から83頁参照）
  - ➔ 指標の報告のための算定期間についても、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間を対象とすることになる

## 情報の記載場所

- 🌱 サステナビリティ関連財務開示は、**関連する財務諸表とあわせて開示**しなければならない (適用基準第62項)
  - ◆ 必ずしも同一文書に含める必要はない
- 🌱 サステナビリティ関連財務開示は、**関連する財務諸表を特定**できるようにしなければならない。サステナビリティ関連財務開示と**同じ文書**において関連する財務諸表が**報告されていない場合**、次の事項を開示しなければならない (適用基準第7項)
  - (1) 関連する財務諸表の入手方法
  - (2) 関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準の名称
- 🌱 SSBJ基準で要求する情報は、一定の要件をすべて満たす場合、**相互参照**によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる (適用基準第64項)




## バリュー・チェーンの範囲の決定

- 「バリュー・チェーン」とは、報告企業の**ビジネス・モデル**及び当該企業が**事業を営む外部環境に関連する、相互作用、資源及び関係のすべて**をいう（適用基準第4項(12)）
- 具体的には、報告企業の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流などの**上流での活動**や、最終消費者による使用、消費などの**下流での活動**がバリュー・チェーンの範囲に含まれると考えられる



- 識別したサステナビリティ関連の**リスク及び機会**のそれぞれに関連して、**合理的で裏付け可能な情報**を用いて、**バリュー・チェーンの範囲**を決定しなければならない（適用基準第46項及び第47項）

## 合理的で裏付け可能な情報

- 
**合理的で裏付け可能な情報**とは、報告期間の末日において企業が**過大なコスト**や**労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報**をいう（適用基準第4項(8)）
- 
**外部環境の一般的な状況のみならず、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報を含む、企業に固有の要因も対象としなければならない**（適用基準第33項）
- 
**SSBJ基準が合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めている場合、当該定めに従わなければならない**（適用基準第33項）

	適用基準	一般基準	気候基準
リスク及び機会の識別	第38項	—	第18項
予想される財務的影響	—	第19項(1)	第24項(1)
気候関連のシナリオ分析	—	—	第34項
スコープ3温室効果ガス排出の測定	—	—	第69項
バリュー・チェーンの範囲の決定	第47項	—	第74項
特定の産業横断的指標等の開示の作成	—	—	第78項

# サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

## サステナビリティ関連のリスク及び機会

Step1

リスク及び機会の識別／見直し

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会

Step2


リスク及び機会に関する情報の識別

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報

Step3

重要性の判断

SSBJ基準に基づく  
サステナビリティ関連財務開示

- 
 サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る**サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別**しなければならない (適用基準第36項)

**リスク及び機会を識別するにあたりSSBJ基準を適用しなければならない** (第40項)


↓ **加えて**

- 産業別基準である**SASBスタンダード** (2023年12月最終改訂版又は改訂された場合の最新版) における**企業に関連する産業の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない** (第41項及び第42項)
- 考慮した結果、**適用しないと結論付ける場合もある** (第41項)

↓ **任意 (参照し、その適用可能性を考慮することができる)**

- 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」** (第43項)
- 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている**他の基準設定主体 (ISSBを含む) による直近の公表文書** (以下「他の基準等」という)
- 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業** (以下「同業他社等」という) **によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会**



- 
**サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない** (適用基準第48項)

開示の作成にあたり、**識別したリスク又は機会**に具体的に適用される**SSBJ基準の定め**があるかどうか (第49項)

ある ↓

リスク又は機会に**具体的に適用されるSSBJ基準の定め**を適用しなければならない (第49項・第50項)

↓ ない

次の**情報**を識別するために**判断**を行う (第49項・第51項)

- 主要な利用者の意思決定に**関連性**がある情報
- 当該リスク又は機会を**忠実に表現**する情報

判断を行うにあたり、次を**参照**し、その**適用可能性**を考慮

必須 ↓

- **SASBスタンダード**における開示トピックに関連する**指標**を**参照**しその**適用可能性**を**考慮**しなければならない (第52項・第53項)
- 考慮した結果、**適用しない**と**結論**付ける場合もある (第52項)

↓ 任意

- 「**CDSBフレームワーク適用ガイダンス**」 (第54項)
  - 他の**基準書**等
  - 同業他社等によって開示された、**指標**を含む情報
- (**有用かつSSBJ基準に矛盾しない範囲**で) (第55項)
- **グローバル・レポートング・イニシアティブ (GRI) 基準**
  - **欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)**

SSBJ基準では、「適用する」「考慮する」という表現を用いており、次のように説明している（適用基準BC78項）

- ◆ 「適用しなければならない」場合とは、当該ガイダンスに記載されている事項（例えば、特定の指標を開示すること）が**要求される**ことを意味している
- ◆ 「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」場合とは、当該ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されるものの、当該ガイダンスに記載されている事項（例えば、特定の指標を開示すること）は**要求されない**ことを意味している
  - ❖ このため、考慮した結果、適用する（例えば、開示する）と結論付ける場合と、適用しない（例えば、開示しない）と結論付ける場合とがある
- ◆ 「参照し、その適用可能性を考慮することができる」場合とは、当該ガイダンスを参照することも、その適用可能性を考慮することも**要求されない**ことを意味している

- ❖ 「**重要性がある**」とは、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて**一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう** (適用基準第4項(7))
- ❖ 情報に**重要性がない場合、開示する必要はない** (適用基準第22項)
- ❖ **状況及び仮定の変化を考慮し、各報告期間の末日において重要性の判断を再評価しなければならない** (適用基準第59項)

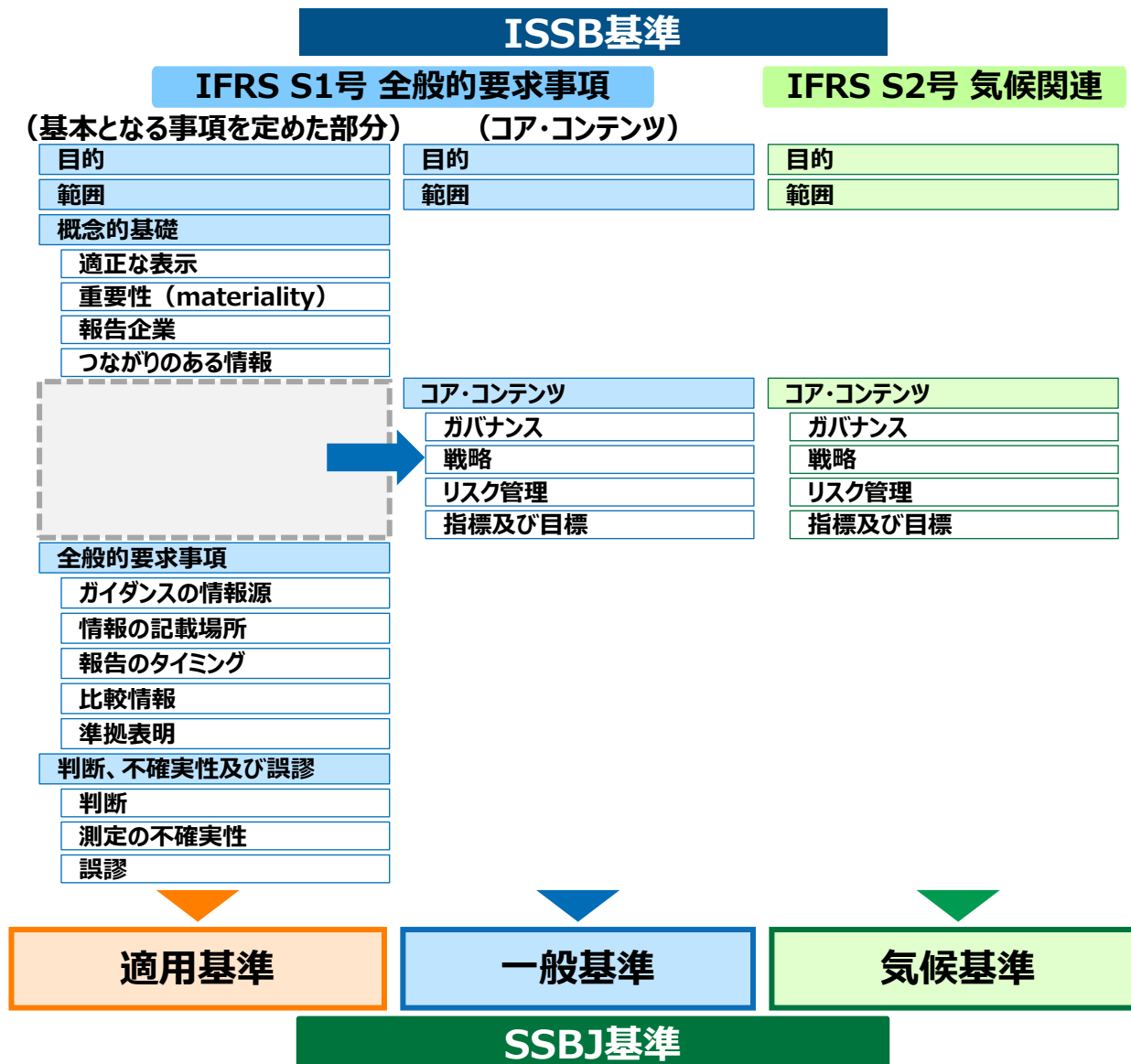
- ④ サステナビリティ関連財務開示が、**SSBJ基準のすべての定めに準拠している**場合、**明示的かつ無限定の準拠の旨**を開示することにより表明しなければならない (適用基準第79項)
- ④ **SSBJ基準のすべての定めに準拠しない限り**、サステナビリティ関連財務開示が**SSBJ基準に準拠している**と記述してはならない (適用基準第79項)
  - ◆ **SSBJ基準の部分的な適用については、本資料72頁参照**
- ④ **法令の定めに基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合**、当該**法令の名称**を開示しなければならない (適用基準第78項)



## コア・コンテンツの定め

## コア・コンテンツの定め (1/2)

- ❖ 「コア・コンテンツ」とは、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項であり、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標の4つの要素により構成されている
- ❖ ISSB基準は、金融安定理事会の「気候関連財務開示に関するタスクフォース」(TCFD) による提言を基礎として開発され、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報をどのように識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングし、管理しているかについて、コア・コンテンツの開示において説明することを求めている
- ❖ 我が国では「企業内容等の開示に関する内閣府令」により、有価証券報告書において、4つの構成要素に基づく開示を行うことが求められている。また、東京証券取引所が公表する「コーポレートガバナンス・コード」では、2021年6月の改訂において、プライム上場企業に対し、TCFD又はそれと同等のフレームワークに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとの考えが示されている
- ❖ このため、SSBJ基準においてもコア・コンテンツに関する定めを取り入れている



- ◆ **一般基準は、IFRS S1号におけるコア・コンテンツに関する定めに相当する内容を定めている**
  - ◆ 一般基準は、**適用基準及び気候基準と同時に適用しなければならない**
  - ◆ 一般基準**以外**の**SSBJ基準**が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について**具体的に**定めている場合（**現時点では気候基準のみ**）、その定めに従わなければならない
  - ◆ したがって、一般基準における一般的な定めは、**実質的に、具体的なテーマ別基準が存在しない場合の定め**となる
- ◆ **気候基準は、気候関連の具体的な要求事項について詳細に定めている**
  - ◆ 気候関連の具体的な定めとして、例えば、次のものがある
    - ◆ 気候に関連する戦略（例えば、気候レジリエンス）
    - ◆ 指標及び目標（例えば、温室効果ガス排出）
  - ◆ 一般基準と同様の定めについては、一般基準の定めに含まれる「**サステナビリティ**」という用語を「**気候**」に置き換えている



# 目的

一般基準	気候基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>一般基準の目的</b>は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の<b>サステナビリティ関連のリスク及び機会</b>に関する情報の開示について定めること（一般基準第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>気候基準の目的</b>は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の<b>気候関連のリスク及び機会</b>に関する情報の開示について定めること（気候基準第1項）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>サステナビリティ関連財務開示</b>は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る<b>サステナビリティ関連のリスク及び機会</b>（短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る<b>サステナビリティ関連のリスク及び機会</b>をあわせたもの）に関する情報を開示しなければならない（一般基準第2項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>気候関連開示</b>は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る<b>気候関連のリスク及び機会</b>（短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る<b>気候関連のリスク及び機会</b>をあわせたもの）に関する情報を開示しなければならない（気候基準第2項）</li> </ul>



## ガバナンス

## ガバナンス

一般基準	気候基準
<p><b>◆ 開示目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすること（一般基準第8項）</li> </ul>	<p><b>◆ 開示目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすること（気候基準第9項）</li> </ul>
<p><b>◆ 開示要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する事項（一般基準第9項）</li> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する事項（一般基準第10項）</li> </ul>	<p><b>◆ 開示要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する事項（気候基準第10項）</li> <li>気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する事項（気候基準第11項）</li> </ul>



# 戦略

## 戦略（開示目的）

一般基準	気候基準
<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすること</b>（一般基準第11項）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすること</b>（気候基準第13項）</li></ul>

# 戦略（開示要求）

一般基準	気候基準
<p>次の事項を開示しなければならない（一般基準第12項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る<b>サステナビリティ関連のリスク及び機会</b></li> <li>(2) リスク及び機会が企業の<b>ビジネス・モデル</b>及び<b>バリュー・チェーン</b>に与える<b>影響</b></li> <li>(3) リスク及び機会の<b>財務的影響</b></li> <li>(4) リスク及び機会が企業の<b>戦略</b>及び<b>意思決定</b>に与える<b>影響</b></li> <li>(5) (1)のサステナビリティ関連のリスクに関連する企業の<b>戦略</b>及び<b>ビジネスモデル</b>の<b>レジリエンス</b></li> </ol>	<p>次の事項を開示しなければならない（気候基準第14項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る<b>気候関連のリスク及び機会</b></li> <li>(2) リスク及び機会が企業の<b>ビジネス・モデル</b>及び<b>バリュー・チェーン</b>に与える<b>影響</b></li> <li>(3) リスク及び機会の<b>財務的影響</b></li> <li>(4) リスク及び機会が企業の<b>戦略</b>及び<b>意思決定</b>（気候関連の<b>移行計画</b>を含む）に与える<b>影響</b></li> <li>(5) (1)の気候関連のリスク及び機会を考慮した企業の<b>戦略</b>及び<b>ビジネスモデル</b>の<b>気候レジリエンス</b>        →一般基準とは異なり、シナリオ分析が求められる</li> </ol>

◆ レジリエンスの評価と、気候レジリエンスの評価における違いは、次のとおりである

	レジリエンス（一般基準）	気候レジリエンス（気候基準）
定義	サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力	気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力
開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価（該当ある場合定量的評価）</li> <li>実施した手法及び考慮した時間軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期</li> <li>報告期間の末日における気候レジリエンスの評価</li> </ul>
評価対象	識別したサステナビリティ関連のリスク	識別した気候関連のリスク及び機会
評価頻度	定めなし <b>公開草案から変更</b>	報告期間ごと
評価手法	用いなければならない具体的な手法の定めはない	気候関連のシナリオ分析を用いる（最低限、企業の戦略計画サイクルに沿って更新）

A decorative graphic on the left side of the page, consisting of a light green circle containing five overlapping leaves in various shades of green (dark, medium, and light).

# リスク管理



## リスク管理（開示目的）

一般基準	気候基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを理解できるようにすること</b>（一般基準第28項(1)）</li> <li>● <b>企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価できるようにすること</b>（一般基準第28項(2)）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを理解できるようにすること</b>（気候基準第40項）</li> </ul>

# リスク管理（開示要求）

一般基準	気候基準
<p>次の事項を開示しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>リスク</b>を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いる<b>プロセス及び関連する方針</b>に関する情報（一般基準第29項(1)）</li> <li>● <b>機会</b>を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いる<b>プロセス</b>に関する情報（一般基準第29項(2)）</li> <li>● 上述の<b>リスク及び機会</b>に関する<b>プロセス</b>が、<b>全体的なリスク管理プロセス</b>に統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報（一般基準第29項(3)）</li> </ul>	<p>次の事項を開示しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>リスク</b>を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いる<b>プロセス及び関連する方針</b>に関する情報を開示しなければならない（気候基準第41項(1)）</li> <li>● <b>機会</b>を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いる<b>プロセス</b>に関する情報（気候基準第41項(2)）</li> <li>● 上述の<b>リスク及び機会</b>に関する<b>プロセス</b>が、<b>全体的なリスク管理プロセス</b>に統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報（気候基準第41項(3)）</li> </ul>



## 指標及び目標

## 指標及び目標（開示目的）

一般基準	気候基準
<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすること</b>（一般基準第30項）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすること</b>（気候基準第43項）</li></ul>

## 指標及び目標（開示要求）

### 🌱 指標に関する開示要求（一般基準第32項から第34項）

#### ◆ リスク及び機会のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない

##### （1）適用されるSSBJ基準が要求している指標

具体的に適用される定めがSSBJ基準に存在しない場合、**適用基準のガイダンスの情報源の定め**を適用して**指標を識別**する

##### （2）次のものを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標

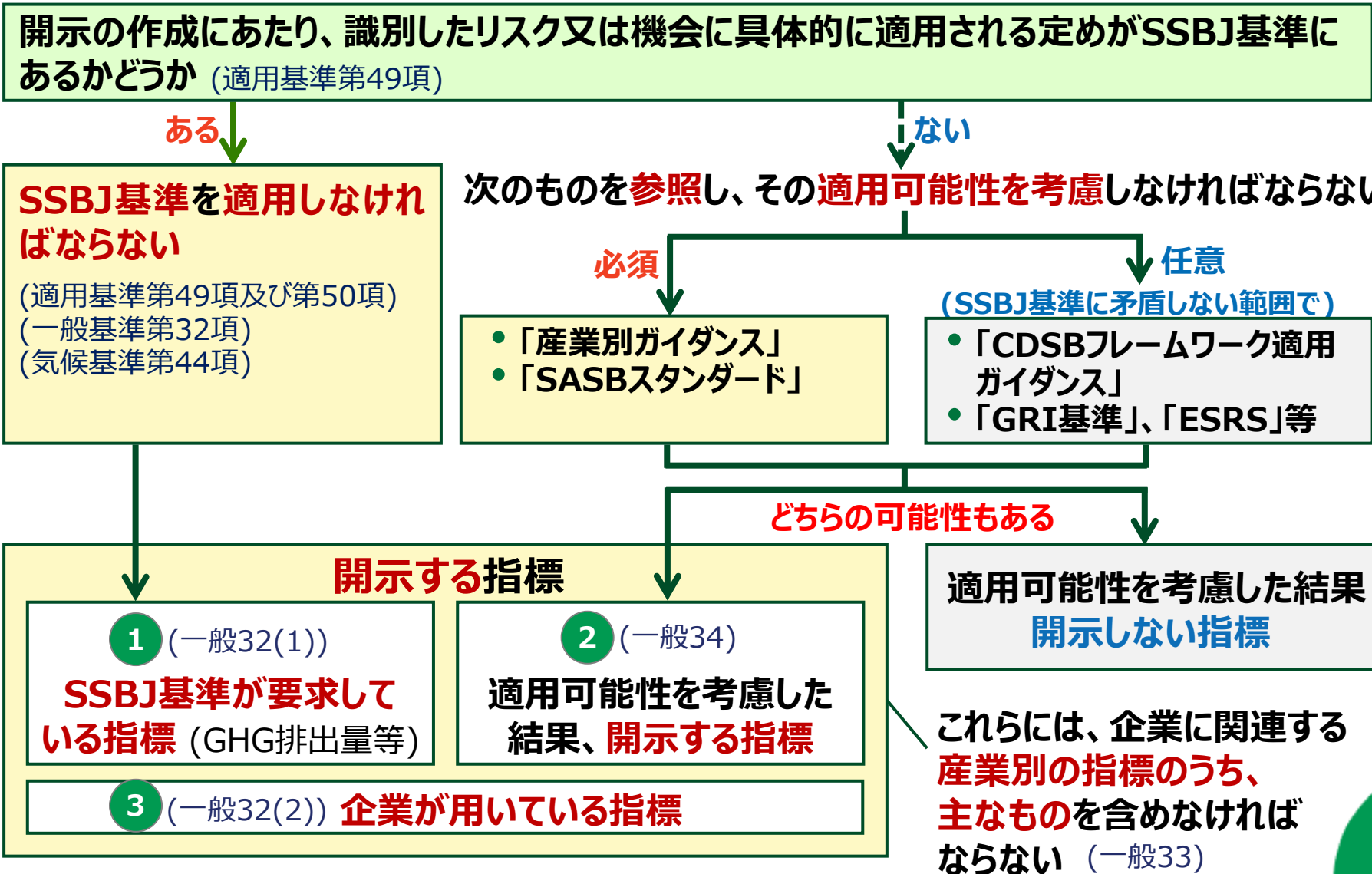
- ① 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会
- ② 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス

#### ◆ 企業に関連する**産業別の指標**のうち、**主なもの**を含める

### 🌱 目標に関する開示要求（一般基準第39項）

#### ◆ 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した**目標**（該当がある場合）

#### ◆ **法令により満たすことが要求されている目標**（該当がある場合）



## 指標及び目標（指標に関する開示要求）

### ◆ 指標に関する開示要求（気候基準第44項）

◆ 産業横断的指標等（次頁以降参照）

◆ 産業別の指標（気候基準第86項）

❖ 企業が関連する**産業別の指標**のうち、**主なもの**を開示しなければならない

❖ **ISSBが公表する「産業別ガイダンス」**を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない

### ◆ 目標に関する開示要求（気候基準第44項）

◆ 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した**目標**（該当がある場合）

◆ 法令により満たすことが要求されている**目標**（該当がある場合）

◆ これらの目標には、**温室効果ガス排出目標**が含まれる（気候基準第92項）

❖ 温室効果ガス排出の**純量目標**を開示する場合、**関連する総量目標**を**別個**に開示しなければならない（気候基準第98項）

## 産業横断的指標等

### 産業横断的指標等 (気候基準第46項)

#### 次の事項を開示しなければならない

- (1) 温室効果ガス排出
- (2) 気候関連の移行リスク
- (3) 気候関連の物理的リスク
- (4) 気候関連の機会
- (5) 資本投下
- (6) 内部炭素価格
- (7) 報酬



## 温室効果ガス排出（絶対総量の開示）

- 当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の**絶対総量**について、次の事項を開示しなければならない（気候基準第47項）

(1) **スコープ<sup>1</sup>**温室効果ガス排出  
 (2) **スコープ<sup>2</sup>**温室効果ガス排出  
 (3) **スコープ<sup>3</sup>**温室効果ガス排出

CO<sub>2</sub>相当のメートル・トン(mt(e))により表示

- 上記(1)から(3)の**それぞれの絶対総量が大きい場合**、**千メートル・トン**(kt(e))、**百万メートル・トン**(Mt(e))、**十億メートル・トン**(Gt(e))のいずれかの単位を用いて表示することができる（それぞれの温室効果ガス排出量について、**同じ単位**を用いなければならない）（気候基準第48項）

- 以下の**7種類**の温室効果ガスを**CO<sub>2</sub>相当量に集約**しなければならない（気候基準第65項）

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)

## 温室効果ガス排出（測定）

- ❖ 温室効果ガス排出は、**GHGプロトコル(2004年)**に従って測定しなければならない（気候基準第49項）
- ❖ **ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、異なる測定方法を要求している場合（例：日本における温対法※）** 当該測定方法を用いることができる（気候基準第49項）
- ❖ **GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、絶対総量に加え、その内訳として次の情報に分解して開示しなければならない**（気候基準第50項）
  - ◆ **GHGプロトコル(2004年)により測定した温室効果ガス排出量**
  - ◆ **GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量**

※本資料では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」を「温対法」と表記している。

## 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

- GHGプロトコル(2004年)以外の測定方法（例えば**温対法**）により測定した温室効果ガス排出量を、SSBJ基準の開示の数値として報告することを選択（条件あり）した場合、温対法の報告のための**算定期間**がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の**報告期間**と異なる場合がある
- 適用基準では、**サステナビリティ関連財務開示が、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを要求しているため**（適用基準第68項）、**公開草案の提案**（公表承認日において既に当局に提出した直近のデータを用いなければならず、また、排出量の報告のための算定期間と、サステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が1年を超える場合、定められた開示を行わなければならない）を**削除した**
- **GHGプロトコル(2004年)以外の測定方法を選択したかどうかにかかわらず、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間は、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間を対象とすることになる**

## 温室効果ガス排出（スコープ1及びスコープ2）

- 🌱 **スコープ1**温室効果ガス排出及び**スコープ2**温室効果ガス排出は、次の情報に**分解**して開示しなければならない（気候基準第52項）

  - ◆ **連結会計グループ**（親会社及びその連結子会社）
  - ◆ **その他の投資**（関連会社、共同支配企業及び非連結子会社が含まれる）
  
- 🌱 **スコープ2**温室効果ガス排出について、次の情報を開示しなければならない

  - (1) **ロケーション基準**による**スコープ2温室効果ガス排出量**（気候基準第53項）
  - (2) (1)に加え（気候基準第54項）
    - 🌱 **主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合、当該契約証書に関する情報**
    - 🌱 **ただし、マーケット基準**による**スコープ2温室効果ガス排出量**に代えることができる

## 温室効果ガス排出（スコープ3）

- GHGプロトコルのスコープ3基準（2011年）に記述されている**スコープ3カテゴリー**に従い、**カテゴリー別に分解**して開示しなければならない（気候基準第55項）

スコープ3カテゴリーにおける、カテゴリーの名称

上流		下流	
1	購入した財及びサービス	9	下流の輸送及び流通
2	資本財	10	販売した製品の加工
3	スコープ1温室効果ガス排出又はスコープ2温室効果ガス排出に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動	11	販売した製品の使用
4	上流の輸送及び流通	12	販売した製品の廃棄処理
5	事業において発生した廃棄物	13	下流のリース資産
6	出張	14	フランチャイズ
7	従業員の通勤	15	投資
8	上流のリース資産		

- GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法により測定し、**15のカテゴリー別に分解して開示できない場合**、報告企業の活動に関連する**カテゴリーの名称**を開示しなければならない（気候基準第56項）

## 温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッション）

◆ 次の1つ以上の活動を行う場合、**ファイナンスド・エミッション**（報告企業が行った投資及び融資に関連して、投資先又は相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資及び融資に帰属する部分）に関する**追加的な情報を開示しなければならない**（気候基準第57項）

- (1) **資産運用**に関する活動
- (2) **商業銀行**に関する活動
- (3) **保険**に関する活動

◆ 上記(1)から(3)の活動を行う場合であっても、これらを**業として営むこと**について**法令により規制を受けていない**ときは、**ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる**（気候基準第58項）

◆ ISSB基準には上記(1)から(3)の活動の**定義がない**

➔ **SSBJ基準**では、**開示を行う企業の範囲を明確にするため、「産業別ガイダンス」の「産業の説明」を参考に、(1)から(3)の活動の定義を示し、報告企業がこれらの活動を行っているかどうか判断するにあたり、当該定義を用いることができる**とした

## ファイナンスド・エミッション（GICSの取扱い）

❖ **商業銀行**又は**保険**に関する活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の一部として、**報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」（GICS）の6桁の産業レベルのコード**を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーを開示しなければならない（気候基準C5項及びC6項）

➔ **SSBJ基準**では、報告期間の末日において入手可能な、最新のGICSの6桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーに関する情報は、**当面の間、開示しないことができる**とした（気候基準C7項）（本資料84頁及び85頁参照）

❖ **開示しない取扱いを適用した場合、その旨を開示しなければならない**（気候基準C7項）

❖ **当面の取扱いを適用した場合、その後の報告期間において比較情報として情報を表示するにあたり、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーに関する情報の比較情報を開示しないことができる（その旨も開示）**（気候基準C8項）



## 温室効果ガス排出（測定アプローチ）

◆ **報告企業に含める温室効果ガス排出の範囲**を決定する方法について、次のうち**1つを選択し、当該測定アプローチを選択した理由等**を開示しなければならない（気候基準第60項及び第61項）

### ◆ 持分割合アプローチ

子会社等の投資先の温室効果ガス排出量のうち、**持分割合相当**を報告企業の温室効果ガス排出量に含める測定アプローチ

### ◆ 経営支配力アプローチ

子会社等の投資先の意思決定機関に対する支配力を通じて、当該**投資先の経営方針を決定する力を持つ場合**、持分割合によらず、当該投資先の温室効果ガス排出量の**100%**を報告企業の温室効果ガス排出量に含める測定アプローチ

### ◆ 財務支配力アプローチ

子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該**投資先の財務方針を決定する力を持つ場合**、持分割合によらず、**経済的実質を反映する割合**において当該投資先の温室効果ガス排出量を報告企業の温室効果ガス排出量に含める測定アプローチ



## 温室効果ガス排出（測定方法に関する開示）

🌱 温室効果ガス排出の測定方法に関して、次の事項を開示しなければならない  
 （気候基準第63項）

◆ 温室効果ガス排出の**測定方法**

❖ **直接測定**の場合：

**排出量**に関する情報及び測定にあたって報告企業が置いた**仮定**

❖ **見積り**の場合：

**活動量及び排出係数**に関する情報並びに測定にあたって報告企業が置いた**仮定**

◆ 測定方法について開示した各項目を**選択した理由**

◆ 当報告期間において測定方法を変更した場合、その**変更の内容及び変更の理由**

- ❖ **バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で、次のすべての要件を満たすときは、当該情報を使用することができる** (気候基準第64項)
  - ◆ **過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する**
  - ◆ **バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである**
  - ◆ **バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の末日と、報告企業の一般目的財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示しなければならない**

## 温室効果ガス排出（スコープ3GHG排出の測定）

- 🌱 スコープ3温室効果ガス排出の測定に使用する測定アプローチ並びに測定にあたって用いる要素及び仮定を選択するにあたり、**合理的で裏付け可能な情報**を用いなければならない（気候基準第69項）
- 🌱 利用可能なデータのうち、スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むものは、次に従い決定しなければならない（気候基準第70項、別紙B参照）
  - 🔹 **直接測定によるデータ**がある場合には、見積りによるデータよりも優先しなければならない
  - 🔹 **1次データ**がある場合には、2次データよりも優先しなければならない
  - 🔹 バリュー・チェーンにおける**活動**及び温室効果ガス排出が行われた**法域**、並びに当該**活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータ**がある場合には、そうではないデータよりも優先しなければならない
  - 🔹 **検証されたデータ**がある場合には、検証されていないデータよりも優先しなければならない

# 気候関連のリスク及び機会並びに資本投下

## 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会

◆ 気候関連の**移行リスク**に対して**脆弱な資産又は事業活動**に関し、**少なくとも次のいずれかの事項**を開示

(気候関連の**物理的リスク**に対して**脆弱な資産又は事業活動**及び気候関連の**機会**と**統合した資産又は事業活動**についても同様) (気候基準第79項から第81項)

❖ 気候関連の移行リスクに対して**脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ**

❖ 気候関連の移行リスクに対して**脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報**

## 資本投下 (気候基準第82項)

◆ 気候関連の**リスク及び機会**に投下された**資本的支出、ファイナンス又は投資の数値**を開示

## 内部炭素価格

- ◆ 内部炭素価格を**意思決定**に用いている場合、次の事項に関する情報を開示  
(気候基準第83項)
  - (1) 内部炭素価格の**適用方法**  
(例：投資判断、移転価格及びシナリオ分析)
  - (2) 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている**内部炭素価格**  
(温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す)
- ◆ 内部炭素価格を**意思決定に用いていない場合、その旨**  
(気候基準第83項)
- ◆ 公開草案における、内部炭素価格が複数ある場合の取扱いについては、寄せられたコメントを踏まえ、削除することとした



## 適用時期及び経過措置

## SSBJ基準は強制適用時期を定めていない

◆ SSBJ基準に従って開示を行うことが強制される時期については、SSBJ基準に従って開示を行うことを要求する法令において定められることが想定される (適用基準BC167項)

❖ 例えば、金融商品取引法適用会社に対するサステナビリティ開示については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、市場区分及び時価総額に応じて、段階的に開示を義務化することが検討されている

## SSBJ基準公表日以後終了する年次報告期間から適用することができる (適用基準第92項、一般基準第41項、気候基準第101項)

➔ 3月決算の企業は、2024年度から適用可能

## SSBJ基準を適用する場合、適用基準、一般基準、気候基準を同時に適用しなければならない (適用基準第91項、一般基準第40項、気候基準第100項)

## SSBJ基準に準拠していることを表明する場合、SSBJ基準のすべての定めに準拠しなければならない (適用基準第79項)

- ❖ 既に有価証券報告書において求められる開示を作成するにあたり、SSBJ基準の定めを**参考にすることができる**
- ❖ ただし、**部分的**にSSBJ基準を適用する場合（すべての定めに準拠していない場合）には、**SSBJ基準に準拠していると記述してはならない**（経過措置で適用しないことが認められるものを適用しない場合を除く）



## 🌱 最初の年次報告期間において、次のことが認められる

### ◆ 比較情報の開示の免除

（適用基準第93項、一般基準第42項、気候基準第102項）

### ◆ 最初の年次報告期間において、気候基準に準拠して、気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる（適用基準第94項）

### ◆ 最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、温室効果ガス排出の測定に「GHGプロトコル（2004年）」又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法以外の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる（気候基準第103項(1)）

### ◆ スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示の免除（気候基準第103項(2)）

- 🌱 気候関連のリスク及び機会**以外**の開示の免除(適用基準第94項)を**適用する場合**、以下の開示の**免除** (適用基準第95項)
  - ◆ **最初の年次報告期間**における、**気候関連のリスク及び機会**に関する**比較情報**の開示
  - ◆ **2年目**の年次報告期間における、**気候関連のリスク及び機会以外**の**サステナビリティ関連のリスク及び機会**に関する**比較情報**の開示
- 🌱 **温室効果ガス排出の測定方法に関する経過措置**(気候基準第103項(1)) **又は** **スコープ3温室効果ガス排出の開示に関する経過措置**(気候基準第103項(2))を適用した場合、その後の報告期間において**比較情報として情報を表示するにあたり**、これらの経過措置を引き続き適用することができる (気候基準第104項)
- 🌱 **なお、法令において、別途経過措置が定められる場合、その経過措置に従うことになると考えられる**

- ◆ **比較情報の開示の免除が認められる**（適用基準第73項(2)）
- ◆ **最初の年次報告期間において、次のことが認められる**
  - ◆ **気候基準に準拠して、気候関連のリスク及び機会のみ**についての情報を開示することができる（適用基準第96項）
  - ◆ 最初の年次報告期間の**直前の年次報告期間**において、温室効果ガス排出の測定にGHGプロトコル（2004年）又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法**以外**の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる（気候基準第105項(1)）
  - ◆ **スコープ3温室効果ガス排出**（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の**開示の免除**（気候基準第105項(2)）



## 4. 公開草案に対して寄せられたコメントとその対応

	公表日	コメント期限
<b>2024年3月</b> 公開草案	2024年3月29日	2024年7月31日

## 🍀 コメントの対象

- ◆ サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
- ◆ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」
- ◆ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」

🍀 2024年3月公開草案に対して、国内外から**100通を超えるコメント**が寄せられた

🍀 寄せられたコメントへの対応を記載した「**コメント対応表**」は、SSBJのウェブサイトに掲載予定

## SSBJ基準の開発方針に関連して、大きく次の2つの意見に分かれた

- ◆ 企業が**SSBJ基準**と**ISSB基準**に同時に準拠できるようにするため、内容を同じにすべきであり、ガイダンスの追加も行うべきではない
- ◆ **ISSB基準**はそのままでは適用が困難であり、SSBJ基準においては国内のニーズを踏まえ積極的にガイダンスを追加すべきである

## これらの意見を踏まえ、SSBJでは原則として次のように対応することとした

- ◆ **SSBJ基準本文は、可能な限りISSB基準にあわせる**
- ◆ **SSBJ基準を適用するうえで有用と考えられる情報については、SSBJ事務局がSSBJハンドブックとして公表する** (本資料95頁参照)

## 問題の所在

- ◆ ISSB基準では、原則として**GHGプロトコル(2004年)**に従い温室効果ガス排出を測定することが要求されている
- ◆ ただし、**法域の当局**又は**企業が上場する取引所**が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで**異なる方法を要求している場合**、その**異なる方法**を用いることができる
  - ❖ **温対法**に基づく温室効果ガス排出量の報告は、**この場合に該当する**と考えられる
- ◆ GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法を用いる場合、温室効果ガス排出量の**算定期間**が、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の**報告期間**と**一致しない場合**がある
  - ❖ **温対法**では算定期間が法令により定められているが、企業の決算日は通常、企業が選択できる

## 2024年3月公開草案における提案

- ◆ 温対法に基づき報告する場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならない
- ◆ 温対法以外の場合も同様
- ◆ この提案を行うにあたり、SSBJの委員の間で意見が分かれた

## 2024年3月公開草案に対して寄せられたコメント

- ◆ 関係者の意見も分かれた
- ◆ 作成者の多くは提案を支持したが、作成者の一部は期間調整を認めるべきとの意見を述べた
- ◆ 国内外の利用者及び保証業務実施者は、温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間との間に差異が生じることにより、関連する項目の間につながりが希薄となり、情報の有用性が低下する可能性に対して強い懸念を示した



## 2024年11月公開草案の公表

- ◆ 2024年3月公開草案に対して寄せられたコメントを受け、提案の変更を決定
- ◆ 提案を変更することを受け、同公開草案に賛成しコメントしていなかった関係者がコメントする機会を設けるため、公開草案を再度公表することを決定
- ◆ SSBJにおけるこれまでの審議事項に含まれていない、新たな論点となりうる新しい事実等がないか確認することに主眼を置く

## 2024年11月公開草案における再提案

- ◆ 温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示の報告期間にあわせる
- ◆ 温対法以外も同様

	公表日	コメント期限
<b>2024年11月</b> 公開草案	2024年11月29日	2025年1月10日

## 🍀 コメントの対象

- ◆ サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第2号  
サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第3号  
「指標の報告のための算定期間に関する再提案」

🍀 2024年11月公開草案に対して、国内外から**約30通のコメント**が寄せられた

🍀 寄せられたコメントへの対応を記載した「**コメント対応表**」は、SSBJのウェブサイトに掲載予定

## 2024年11月公開草案に対して寄せられたコメント

- ◆ 関係者の意見は分かれた
- ◆ SSBJにおけるこれまでの審議事項に含まれていない、新たな論点となりうる新しい事実等は、関係者から寄せられなかった

## SSBJ基準における対応 **公開草案から変更**

- ◆ 次の理由により、指標の算定期間について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間にあわせることを要求することとした
  - ❖ 期間の一致を要求することにより情報の有用性が高まる
  - ❖ 期間の一致を要求しない場合、ISSB基準と整合していないと受け止められる可能性がある
  - ❖ 企業においてコストを最小化する方法として見積りを認めている

### 問題の所在

- ◆ IFRS S2号では、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示において、「商業銀行活動」及び「保険産業に関する金融活動」に参加する企業に対し、**世界産業分類基準（GICS）**に基づき産業別に開示することが要求されている

### 2024年3月公開草案における提案

- ◆ GICSが無償で利用可能であるとの想定に基づき、**ISSB基準と同じ提案**を行った

### 2024年3月公開草案に対して寄せられたコメント

- ◆ GICSコードでの分類・開示を行うにあたり、**特定の民間企業からライセンス料の支払を求められる可能性**があり、SSBJが特定の民間企業へのライセンス料の支払を**義務付けることは適切ではない**

### 他国の状況

- ◆ **英国でもGICSの使用することについて懸念**が示されており、**英国基準においてISSB基準を修正したうえで取り入れることが検討されている**

### ISSBによるIFRS S2号の修正に関する暫定決定

- ◆ 2025年1月に開催されたISSBボード会議において、ISSB基準を修正するかどうか議論され、GICSについてはGICS以外の産業分類システムを使用することを認めることを提案することが暫定決定された
- ◆ 今後、公開草案の公表及び2025年中の確定が示唆されている

### SSBJ基準における対応 公開草案から変更

- ◆ GICSを使用する定めを含めたうえで、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができるとする当面の取扱いを定める
- ◆ 本論点の影響を受ける企業は、任意でSSBJ基準に従った開示を行うことを選択し、商業銀行又は保険に関する活動を行っており、さらに初年度の経過措置（開示の免除）を適用しないことを選択する企業のみであるため、影響は限定的と考えられる
- ◆ ISSBによりISSB基準の改訂が行われた場合、SSBJ基準についてこれに沿った改正を行うかどうか、可及的速やかに検討を開始する予定

## 再審議の結果、提案を変更したその他の主な論点

- 2024年3月公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、公開草案の提案を変更した主な論点は次のとおり

主な論点	対応
<p>◆ ガイドンスの情報源の適用可能性を考慮する際の文書化 (適用基準案BC80項及び気候基準案BC50項)</p>	<p><b>削除</b></p>
<p>◆ レジリエンスの評価の頻度 (一般基準案第26項)</p>	
<p>◆ スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示 (気候基準案第49項)</p>	
<p>◆ 同じ目的において複数の内部炭素価格を用いる場合及び複数の目的で内部炭素価格を用いる場合の取扱い (気候基準案第85項、第86項)</p>	

- ❖ いずれもISSB基準に追加することを提案していたもの



## 5. SSBJ基準とISSB基準の違い

- ◆ **法令に別段の定めがある場合**
  - ◆ 当該法令が優先する
  
- ◆ **任意でSSBJ基準を適用する場合**
  - ◆ 情報の記載場所
  - ◆ 同時の報告
  - ◆ 比較情報の開示
  - ◆ 経過措置



## SSBJ基準独自の選択肢を追加する場合

### ◆ 気候基準

- ❖ スコープ2温室効果ガス排出について、ISSB基準で要求している**契約証書に関する情報**に代えて、**マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量**を開示することができる
- ❖ 気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会に関連して、資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに代えて、資産又は事業活動の**規模に関する情報**を開示することができる
- ❖ 報酬関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているもののその他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、**気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合**、気候関連の評価項目を含む評価項目**全体**について開示することができる
- ❖ ファイナンスド・エミッションに関する**資産運用**に関する活動、**商業銀行**に関する活動及び**保険**に関する活動について、基準の**定義**を用いることができる
- ❖ **GICSの取扱い**（本資料84頁及び85頁参照）

## 適用基準

- ◆ 指標の**表示単位**に関する定め
- ◆ サステナビリティ関連財務開示の**公表承認日**及び**承認した機関又は個人の名称**の開示
- ◆ 法令の要請に基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合の当該**法令の名称**の開示

## 気候基準

- ◆ 温室効果ガス排出の**表示単位**に関する定め
- ◆ GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、当該方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、**GHGプロトコル(2004年)により測定した排出量と、GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定した排出量の内訳の開示**
- ◆ **スコープ3**温室効果ガス排出の**カテゴリ別の内訳**の開示

## ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）とSSBJ基準との項番対照表 及び差異の一覧は、今後、SSBJのウェブサイトにおいて公表する予定

### 項番対照表

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案
第10項	第19項及び 第20項	—	—
第11項	第22項	—	—
第12項	—	—	—
第13項	第26項及び 第28項	—	—
第14項	第27項	—	—
第15項	第23項及び 第29項	—	—
第16項	第25項	—	—
第17項	第50項	—	—
第18項	第4項(6)	—	—

### 差異の一覧

IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項	本公開草案の提案 <sup>1</sup>
<b>1. ガイダンスの情報源</b> 企業は、「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。(S1.55(a))	IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」(2023年12月最終改正)における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。(適用基準案第45項) IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改正された場合、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」(2023年12月最終改正)に代えて、改正後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができる。(適用基準案第46項)
サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、開示すべき情報を識別するために判断を適用しなければならない。(S1.57) この判断を行うにあたり、企業は、「SASB スタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。(S1.58(a))	サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準が存在しない場合、開示すべき情報を識別するために判断を適用しなければならない。(適用基準案第53項) この判断を行うにあたり、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」(2023年12月最終改正)に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。(適用基準案第54項) IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改正された場合、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」(2023年12月最終改正)に代えて、改正後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

(画像はそれぞれ公開草案のときのもの)



## 6. **SSBJ基準の適用を支援する取組みと 今後の対応**

- ◆ **ISSBは、ISSB基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料（以下「教育的資料等」）を公表することがあり、これらはISSB基準を構成しないため、ISSB基準の適用にあたり、従わなければならないものではないが、ISSB基準の適用において参考となるものがある**
- ◆ **SSBJ基準は基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っているため、ISSBが公表する教育的資料等のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものを補足文書と位置付けることとした**
  - ◆ **補足文書はSSBJ基準を構成しないため、補足文書の内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる**
- ◆ **これまでにISSBより公表された教育的資料等について、SSBJにおいてSSBJの補足文書として公表する了承を得たものについては、今後、SSBJのウェブサイトにおいて公表することを予定している**

## (参考) ISSBが公表した教育的資料の例

	名称	目的
1	気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面	気候関連のリスク及び機会の「自然及び社会的側面」を考慮すべきかどうか、また考慮する場合、どのように考慮すべきかについて、設例を用いて説明するもの
2	SSBJ基準における要求事項を満たすための「SASBスタンダード」の使用	SSBJ基準におけるSASBスタンダードの位置付けを説明したうえで、具体的なSASBスタンダードの利用方法を説明するもの
3	現在の及び予想される財務的影響	SSBJ基準における「現在の及び予想される財務的影響」の要求事項について説明するもの
4	サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示	重要性がある（material）情報の特性並びにサステナビリティ関連のリスク及び機会の概念について説明するもの
5	プロポーショナルリティのメカニズム	「過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」等の適用上の課題に対処した定めについて説明するもの

- ④ SSBJハンドブックは、**SSBJ事務局**が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説
- ④ **SSBJの審議を経ずに公表するものであり、SSBJ基準を構成するものではないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる**
- ④ SSBJハンドブックに含める論点は、**関係者のニーズが高いもの**（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定する
- ④ SSBJハンドブックの内容は、**実務の進展等により随時更新することを予定している**

- ISSBにより**ISSB基準**が新規に公表されるか、既存のISSB基準が改訂される場合、SSBJにおいて**SSBJ基準**における取扱いについて可及的速やかに検討を開始する
- ISSBにより**教育的資料等**が公表された場合、SSBJにおいて**補足文書の公表の要否**について可及的速やかに検討を開始する
- SSBJ基準公表後、SSBJ基準の実務への適用を行う過程で、SSBJ基準における定めが**明確**であるものの、これに従った開示を行うことが**実務上著しく困難な状況**が関係者により識別され、その旨、**SSBJに提起**された場合、その内容を公開し、**別途の対応を図ることの要否**をSSBJにおいて検討する
- SSBJ基準の実務への適用が行われた後も、**SSBJ基準を適用した結果として開示される情報**が、**ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して**、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、**SSBJ基準の定めを修正**することを検討する





## 7. 参考情報

有価証券報告書の作成要領  
(サステナビリティ関連財務開示編)

- 2025年6月上旬から中旬にかけて、**東京、大阪、名古屋**において、**SSBJセミナー**を開催予定
- 有価証券報告書における開示を念頭にSSBJ事務局において作成中の「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」**と関連付けて説明する予定

(画像は開発中のもの)

# 現在開発中の有価証券報告書の作成要領 (サステナビリティ関連財務開示編)



「記載事例」は、「記載事項の趣旨や考え方」を示している。

記載事例  
3. 戦略  
① 概要  
当社グループは、.....  
.....(サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネスモデルを記載する。)

角の丸い実線で囲まれている部分は、「記載事例を活用するにあたって参考となる事項」を示している。

適用基準第33項(2)では、つながりのある情報を提供するにあたり、サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、必要な繰り返しを避けなければならないとされています。これは、開示目的に照らして開示する情報に關しても、必要な繰り返しを避けることが適切と考えられます。  
このため、戦略に関する開示についても、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略が統合的に策定されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合された戦略の開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられます。  
例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会(例えば、気候関連のリスク及び機会)について、別途、当該リスク及び機会を管理する戦略を策定している場合、次のように、全社共通についての記載と、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての記載とに、分けて開示することも考えられます。

3. 戦略  
① 概要  
(全社共通)  
当社グループでは、.....  
.....(サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネスモデルを記載する。)

(気候関連)  
サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、気候関連のリスク及び機会については、.....

(気候関連)  
サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、気候関連のリスク及び機会については、.....

破線で囲まれている部分は、「省略可能な事項」又は「該当する場合には記載すべき事項」を示している。

サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」  
III. コア・コンテンツの開示  
III. 戦略  
II. 開示目的  
11. 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。  
12. 具体的には、次の事項を開示しなければならない。  
(1) 企業の発達しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ  
(2) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデルや財務に与える影響(第15項参照)  
(3) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響(第16項から第21項参照)  
(4) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響(第22項参照)  
(5) レジリエンス(第24項から第28項参照)  
13. 第12項(2)から(4)の事項は、第12項(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略が統合的に策定されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合された戦略の開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられます。  
このため、戦略に関する開示についても、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略が統合的に策定されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合された戦略の開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられます。  
例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会(例えば、気候関連のリスク及び機会)について、別途、当該リスク及び機会を管理する戦略を策定している場合、次のように、全社共通についての記載と、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての記載とに、分けて開示することも考えられます。

開示の根拠となる法令や基準の定めを示している。

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候開示基準」  
III. コア・コンテンツの開示  
III. 戦略  
II. 開示目的  
13. 戦略に関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。  
14. 具体的には、次の事項を開示しなければならない。  
(1) 企業の発達しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会(第17項から第19項参照)  
(2) (1)の気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響(第20項参照)  
(3) (1)の気候関連のリスク及び機会の財務的影響(第21項から第27項参照)  
(4) (1)の気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定(気候関連の移行計画及び第28項参照)  
(5) 気候レジリエンス(第30項から第39項参照)  
15. 第14項(2)から(4)の事項は、第14項(1)の気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、第14項(1)の気候関連のリスク及び機会のうち、相互に関連し合う場合は、「適用基準」第31項(1)に従い、関連する項目の間のつながりを理解できるようにする。  
16. 戦略に関する気候関連開示の作成にあたり、産業統一的指標等(第46項参照)、及審議会(以下「ISSB」という。)が公表する「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイドライン(以下「産業別ガイドライン」という。)に定義されている、開示トピックに関連する産業別原則、その適用可能性を考慮しなければならない、考慮した結果、適用すると結論づけられる場合とがある。

「作成にあたってのポイント」は、法令等の制定の趣旨等を考慮して開示することが望ましいと考えられたものも含めて記載している。

作成にあたってのポイント  
① 一般基準及び気候基準では、戦略に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルを開示することを求める定めはないものの、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略を理解できるようにするという開示目的(一般基準第11項及び気候基準第13項)を達成するため、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルについて開示することが考えられます。

(画像は開発中のもの)

- SSBJの母体組織である、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）は、SSBJの専門研究員の公募を行っています
- 詳細は、**FASFのホームページ**をご参照ください  
(<https://www.fasf-j.jp/jp/recruit.html>)



(画像は現在のFASFのウェブサイト)



<https://www.ssb-j.jp/jp/>



®

[https://www.linkedin.com/  
company/Sustainability-  
Standards-Board-of-Japan](https://www.linkedin.com/company/Sustainability-Standards-Board-of-Japan)



**SSBJ\_Japan**